

住宅改修を考えている方へ

◆対象となる方◆

要支援、要介護認定を受けていて、在宅で生活を送っている方。被保険者本人が、現に居住している住民票の住所での工事に限ります。

◆対象となる工事内容◆

- 手すりの取付け ○段差の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取替え（開き戸を引き戸、折戸等への取り替えなど）
- 洋式便器等への便器の取替え ＊水洗化工事は対象外
- その他、上記に付帯して必要な住宅改修

個人で改修工事をする場合は、材料費のみ対象となりますので、事前にご相談下さい。

◆支給限度額◆

一生涯で 20 万円を上限に利用者負担割合に応じて、改修費用の 9 割、8 割または 7 割が支給されます。利用者負担割合は、1 割～3 割です。領収日時点での負担割合で判定しますので、お持ちの介護保険負担割合証をご確認ください。

*限度額 20 万円以内であれば、複数回に分けて使うこともできます。

*以前工事した自宅から転居した場合や、要介護度が著しく高くなった場合は再度支給を受けることができます。

◆手続きの方法◆（手続きは、飯田市役所 A 棟 1 階長寿支援課の窓口でできます。）

①住宅改修をお考えの方は工事をする前に必ず介護支援専門員（ケアマネジャー）などに相談し、市の事前審査を受けてください。

【事前審査に必要なもの】

- ・住宅改修費支給申請書【飯田市様式 6-11】（本書と写し一部）
＊写しは事前審査済み書となりますので、審査終了後必ず取りに来てください。
- ・住宅改修が必要な理由書（その 1）【飯田市様式 6-50-1】
- ・住宅改修が必要な理由書（その 2）【飯田市様式 6-50-2】
- ・工事費見積書原本
（改修箇所・数量・長さ・面積の規模等が詳細に記載されているもの）
- ・住宅改修の内容がわかる、図面及び写真（写真は日付け入り）

②工事が終わり支払いが済んだら、下記の書類を提出してください。

【工事完了後に必要なもの】

- ・住宅改修完了報告書【飯田市様式 6-51】
- ・改修完了後の写真（日付け入り）
- ・領収書原本（後日お返しします）工事金額が変更になった場合はご相談ください。

◆支給の時期◆

住宅改修費支給までには審査などの関係上、市に完了報告書を提出していただくから 3 ヶ月程度かかります。

◆お問い合わせ先◆

飯田市役所長寿支援課介護保険係 電話 22-4511 内線 5763